

当院の施設基準等に係る掲示について

【外来腫瘍化学療法診療料 1】

- ・専任の医師が常時、院内に 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談に 24 時間対応できる連絡体制が整備されております。
- ・急変時等において当該患者さんが入院できる体制を確保しております。
- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しております。